

19 Community

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

eメール shichoshacommunity@yahoo.co.jp
 HP <http://kqcomshky.cocolog-nifty.com/blog/>
 Join <http://space.geocities.jp/shichoshacommunity/HPshichoshacommunity/nyukai.html>
 ↑↑年会費 1000 円 FAX 059-222-3165 監激コム

放送法改正案は、5月27日衆議院を通過、参議院に送られました。これに対し「開かれたNHKをめざす全国連絡会」、「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」、「近畿3府県NHK問題連絡会」は総務大臣、衆・参総務委員に「申し入れ」を提出し（6月2日 2,3頁参照）**放送法改正案に関する勉強会（記者会見）**を行いました。また6月22日に開かれるNHK経営委員会で新委員長が選出されることについて「全国連絡会」「視聴者コミュニティ」は6月14日NHK経営委員宛に「**NHK新経営委員長の選出にあたっての要望書**」をNHKへ出向き提出しました。（4頁参照）

◆記者会見◆メモより

2010/06/02 am10:30-11:30

参議院議員会館 第4会議室

出席者（敬称略）

・主催者側：松田浩、岩崎貞明、醍醐聡（全国連絡会世話人）、小滝一志（放送を語る会事務局長）、中野明彦（NHK問題を考える会<兵庫>）他2人
 ・報道関係者：朝日、読売、共同、赤旗、ビデオニュース・com、小川、松浦（フリーランス）

・国会関係：社民党又市議員秘書、共産党山下議員秘書

冒頭説明

● 岩崎氏から全国連絡会の申し入れの趣旨説明、とコメント

（条文が複雑すぎ専門家にしか理解できない。総務委員の先生方も全部理解している人は少ないのでは。）

● 松田氏から補足説明。

NHK経営委員に要求されるもの（放送/文化への見識、事前の意思表示）、複数候補からの選出が必要

● 小滝氏から「放送を語る会の要望書」の趣旨説明、とコメント

・今回の放送法は「竹中懇（自公政権下）」提言の延長であり、いわば「メディア産業振興法」、「言論の砦」とは基本的方向が異なる。

・NHK会長の経営委員メンバー化はNHKの要望との話もある。

● 中野氏から兵庫の会の活動報告

● 醍醐氏から近畿3団体の要望書の紹介

主な質疑

Q1 今回の経営委員選任にどのように臨んだのか？ まもなく新経営委員の初会合があるが対応は？

（読売）

A1 私どもは以前、原口氏とも会って、国会での人事にあたり、候補者に所信を表明してもらうなど、選出過程を透明化することなどを議論してきた。（松田）

A1 今回の選任にあたっては出遅れた。経営委員の選任、活動に関しては3段階の対応があると考えている。（醍醐）

①選任への直接参加（公募、推薦制）

②候補者の所信表明等の要望、視聴者からの適格性の評価による間接参加（例：古森氏の再任反対署名等）

③どのような委員が選ばれたとしても、その委員の活動を監視あるいは激励（視聴者と語る会等の場で）

Q2 改正案は「放送」を「公衆によって直接受信されるもの」と定義しているが、USTREAM、YouTube、ニコニコ動画も該当することにならないか？（小川）

A2 それらは「公衆がサーバーまで取りに行く」と解釈され、家庭内の受信機まで配給されている「放送」に該当しないと説明されている。しかし、放送事業者も番組をインターネットで流すことがある（再放送、ラジコ）。そうすると、同じ事業者の中で「放送」と「放送に該当しないもの」をどのように区別するのか、難しくなる。（岩崎）

Q3 「ハード」と「ソフト」の定義がわかりにくい。（赤旗）

A3 そもそも、「ソフト事業者」を切り出して、新たに「認定」という制度を導入しようとするのが問題。さらにいえば、地上波の放送事



06/02の参議院総務委員へ「申し入れ」放送法改正案に関する勉強会（記者会見）

業者に対する免許停止処分の権限を、電波監理審議会を介してであれ、総務大臣に付与している現行の電波法76条が問題。（松田）

Q4 NHK会長を経営委員会のメンバーに加えることについて、日銀の例をあげて企画・執行と経営・監督の一体化を説く議論があるがどう思うか？（赤旗）

A4 言論報道機関としてのNHKと日銀を比較すること自体が誤り。（松田）

Q5 NHKの会長選任に関してどう取り組むのか？（読売）

A5 先日の全国連絡会の世話人の会合で、この件に遅れることなく対応していくことを申し合わせた。次回の会合で協議することになると思う。（醍醐）

Q6 逆質問になるが、報道関係者は経営委員会を傍聴できるのか？公開されているのか？（中野）

A6 委員会が終わったあと、委員長のブリーフィングがあるだけ。（読売）



なおこの記者会見は USTREAM でライブ中継されました。



iPhoneで中継中！（adgj.net氏）

adgj.net さんからのコメント

準備が足りず中途半端な中継になり申し訳ありません。だんだん誰でも発信ができるようになってますので、皆が独自の視点で中継できるようになるといいですね。

マスメディアが入りそうもない非営利団体等の会見の実際の中継やネットツール使いこなし、技術の講習、育成などしてますので、また何かありましたらご連絡ください。

放送法改正案の慎重審議を求めます

参議院総務委員各位 2010年5月31日

開かれたNHKをめざす全国連絡会

世話人：松田浩 隅井孝雄 醍醐聡 岩崎貞明

5月25日、衆院総務委員会において審議打ち切り・強行採決された放送法改正案は、参議院に審議の舞台が移されました。私たちは、放送法制定以来の全面的な「大改正」だという審議が、乱暴な手続きで拙速に進められることに強い危惧を覚えます。ここに、以下の各点に留意の上、慎重審議を心がけていただきたく、申し入れる次第です。

1. ハード・ソフト分離規律は表現の自由の脅威となる

改正案では、あらゆる放送についてインフラ設備（ハード）と番組（ソフト）を分離する規律にして、ハード事業には従来どおりの免許制度、ソフト事業には総務大臣による「認定」手続きが導入されることになっています。

衆院での審議で、原口大臣や内藤副大臣は「インターネットは直接受信には当たらない」と説明していますが、今後の技術革新によって、また条文の拡大解釈の危険性は払拭されていません。

明文上で明らかな規制が設けられない限り、インターネットのサイトやブログを開設している一般の人々が、いつのまにか「放送事業者」にされてしまうおそれが残されていると考えられます。

3. NHKの経営と執行の分離を

NHK経営委員会に会長を正式メンバーとして加える改正については、衆院総務委で削除の修正提案も出されましたが、採決の結果却下されました。しかし、私たちは、海老沢会長時代までは経営委員会がNHK執行部の企画・立案を追認する機関にすぎず、古森経営委員長時代は逆に経営委員会がNHKの企画・執行機能にまで干渉した苦い経験を踏まえ、NHKにおける企画・執行機能と監督機能を分化するガバナンス体制を堅持することが極めて重要と考えています。その意味から、NHK会長を経営委員会のメンバーに加えようとする第30条第1項を削除するよう要望します。

むしろ、経営委員会の人選に関しては委員の公選制導入も視野に入れて、選考過程を透明化するような法改

これは現行の放送法でも導入されている規制手法ですが、認定手続きに際して番組内容の判断権を行政が握っていることは、本来表現の自由を侵害するおそれを含んでいると思われます。

諸外国では政府から独立した規制機関が放送行政を担っているのは、少なくとも形式的には政府が放送の内容に踏み込んで判断することがないようにすることを目的としているものです。日本でも、同種の行政改革が一日も早く望まれます。

また改正案の174条では、地上波のテレビ・ラジオなど以外の放送事業者に対して、法違反などが認められた場合に総務大臣が最大三ヶ月間の業務停止を命令できる権限が加わっています。地上波の放送事業者には電波法76条が放送局の免許停止などについて規定していますが、こちらは行政からの独立性が脆弱な組織とはいえ、電波監理審議会の諮問・答申を経ることが絶対条件になっていることを考えれば、この174条は行政権限の不当な拡大といわざるを得ません。

もしこの条文が時の行政権力によって恣意的に運用され、政府が個別の番組内容に踏み込んだ判断をすることがあれば、まさに表現の自由の侵害以外の何ものでもないこととなります。

2. あいまいな「放送」の定義

改正案では、放送の定義が「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」と、従来の「無線通信」から拡大されています。有線テレビジョン放送法などを統合することによるものだと理解できますが、ここで懸念されるのはインターネットが「放送」の概念に含まれるかどうか、です。↙

正が筋ではないでしょうか。

4. 誰もが理解できる法律にするために

デジタル時代を迎え、私たちの周りにはさまざまな放送サービスが展開し、私たちはそうしたサービスを比較的安価で、安全に利用できるようになりました。いつでもどこでも誰でもが、ほぼ自由に情報を発信できるという時代です。放送や通信サービスがこのように飛躍的に拡大し、人口に膾炙するようになった現在、それらを規律する法律も、市民の理解しやすいものが望まれるのは言うまでもないことだと思います。

その観点からすると、今回の改正案はいかにも複雑で、およそ専門家以外には理解しがたい法案になってしまっているのではないのでしょうか。それに、国民各層による広汎な議論もないままに、このような法改正をどんどん進めてしまうことは、民主主義の原則に反していないのでしょうか。「民主主義の発達に資する」とその目的にうたっている放送法が、このような審議で大幅に改正されるようでは、日本の民主主義の底の浅さが露呈するようで、後世に禍根を残すことになるのではないのでしょうか。私たちは、現在の改正案をいったん撤回して根本的に見直すことを含めて、改めて慎重な議論を行うことを心から求めます。 以上 ■



放送の自主自律と逆行する放送法改定条項の削除を求める申し入れ

総務大臣・衆参議院総務委員各位 2010年5月24日

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

共同代表 湯山 哲守 醍醐 聡

目下、国会で審議されている放送法改定法案は放送法制定以来の大改正といえる内容であるにもかかわらず、国会での審議は尽くされておらず、広く視聴者・国民に向けた趣旨説明と意見の聴取もないまま、成立に向けた拙速な手順だけが進行しています。しかも、法案には表現の自由、放送の自主自律を脅かす恐れがある重大な条項が含まれています。

これらについて当会は以下のとおり、緊急の申し入れを行います。総務委員各位におかれましてはこの申し入れを真摯に受け止め、法案の拙速な審議の仕切り直しに尽力下さるよう要望します。

1. 私たちが重視するのは、第一に、法案の第 180 条に追加された項目において、電波監理審議会に新たに放送番組の編集にまで踏み込んだ事項を審議し、審議会が必要と判断した事項を総務大臣に建議する権限を与えている点です。もともと、電波監理審議会は総務大臣からの諮問を受けて省令の制定および改廃、無線局の免許および取り消しなど、電波および放送の規律に関する事項について答申をする組織です。ところが今回の改定法案では審議会は、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の

呈した審議会に放送の自主自律の根幹に関わる事項に介入する権限を与えるのは自己矛盾です。そもそも、民主主義の血脈ともいえる言論の自由は与党か野党かを問わず、これを遵守するよう努力いただくのが国権の最高機関である国会の良識です。この意味から、当会は新たに追加された改定法案の第 180 条を削除するよう要望します。

2. 第二に、当会が強く指摘したいのは法案の第 30 条第 1 項で、新たに NHK 会長を経営委員会の構成メンバーに加えることにしている点です。現放送法は NHK における業務の企画立案・執行の権限と重要事項の議決・監督の権限を分化することによって、番組編集の内部的自由を確保しながら経営面でのガバナンスを有効に機能させる仕組みを採用しています。このような仕組みは今後とも維持・徹底されるべきものです。にもかかわらず、NHK における業務の企画・執行の最高責任者である会長を業務の監督機関である経営委員会の正式メンバーに加えることは権限と責任の分化をあいまいにし、NHK における経営面でのガバナンスを混乱させる恐れがあります。加えて、NHK 会長だけを経営委員会のメンバーに加えるとなれば、NHK の理事会の権限を一層会長に集中させ、民主的な運営を阻害する恐れもあります。

自由を確保することに関する重要事項や、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすることに関する重要事項について、自らの判断で調査審議し、必要と認められる事項を総務大臣に建議することができるかと定めています。

しかし、電波監理審議会の委員は総務大臣が選んだ候補者が国会の同意を経て選任される仕組みになっており、委員の構成からして政府から独立した第三者機関といえるものではありません。2006 年に時の菅総務大臣から諮問を受けた NHK に対する命令放送（北朝鮮による拉致問題を指定した国際放送で行うよう NHK に命じる案件）について電波監理審議会が非公開の短時間の会合で即日答申をしてしまった例は、当審議会が政府・所管大臣の意に沿う結論を出す機関であることを物語っています。この時（2006 年 11 月 8 日付け）、民主党は鳩山幹事長名で発表した談話の中で、本件は「放送法第 3 条の放送番組編集の自由を侵害する恐れがある」「にもかかわらず、……議論は公開されず、即日答申が出されたことは、独立性が担保された審議会として、その権限と責任を十分果たしたとはおよそ言いがたい。所管大臣の意向に従わざるを得ない現状を変えるためには、かねてより民主党が主張してきたように国家行政組織法 3 条機関に相当する『通信・放送委員会』をつくり、本件のような事案を含めた通信・放送の問題を政治の介入を排して判断できる仕組みに改めるべきである」と指摘しています。現政府の与党が野党の時代にこれほど独立性に疑義を

こうした理由から、当会は第 30 条第 1 項も削除するよう要望します。当会も現行の放送法には大胆な見直しが必要な事項が少なくないと考えています。しかし、その事項というのは今回の法案とは違って、NHK の自主自律を強化する方向への改正です。NHK の毎年度の



5/25 衆議院総務委員会強行採決

収支予算、事業・資金計画を総務大臣の意見を添えて国会へ提出し、承認を受けることを義務付けている第 37 条各項目、経営委員会委員の選任を国会の同意人事に委ねている第 16 条第 1 項などはその代表例です。また、NHK が民放かを問わず、放送の自主自律を制度面で担保するための独立放送委員会構想が今回の法案に全く反映されていないのも不可解です。当会はこれらの事項こそ、時間をかけ、国民的議論を経て見直す必要があると考えていることを申し添えます。以上 ■

（なおこれ以外に 放送を語る会、日本ジャーナリスト会議、メディア総研、日弁連、民放労連、「ComRights」も同様に問題点を指摘し抗議しています。詳しくはホームページをご覧ください。）

新経営委員長の選出にあたっての要望書

NHK 経営委員各位 2010年6月14日

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

共同代表 醍醐 聡 湯山 哲守

継続されている経営委員の皆様には日頃より、公共放送NHKの充実・発展のためにご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。また、新たに選任された経営委員の皆様には、日本の放送界において大きな比重を占めるNHKの経営委員会に参加されることとなつて重大なご決意をされておられることと拝察致します。

伝えられるところでは、6月22日に開催される新任委員を含む初めての経営委員会が開催されることとなつており、その場において新しい経営委員長が選出されると伝えられています。放送法によれば、経営委員長の選出は委員の互選によって行われます。新経営委員長は、放送法に定められているように、視聴者主権の理念に基づき、透明で公正な手続きの下に選出される必要があると考えます。

08年12月、新経営委員長の選出に際し当会は、「開かれたNHK経営委員会をめざす会」が経営委員（当時9人）各位に提出した「要望書」に連署し、問題が多かった古森経営委員長時代の経営委員会の運営を教訓として、新経営委員長には次のような委員が選出される必要があるとの見解をお伝えしました。

① 公共放送としてのNHKと民間営利企業との経営理念の違いを十分理解した人物。NHKは多様な意見が交わる言論の広場としての役割を担うものであり、視聴者へ還元すべき第一義的な目標はコストダウンによる受信料の値下げではなく、多様で良質な番組提供のはずです。また、NHKは国策遂行の道具でもなければ、国論を束ねる手段でもありません。このことを深く認識できていることが経営委員長に不可欠の条件です。

② 経営委員会が視聴者の代表機関としてNHK執行部と緊張関係を保ち、是々非々の姿勢を貫くよう、委

員会を主宰できる人物。

その際、NHK執行部が担う経営計画立案・執行機能と経営委員会が担う議決・監督機能の責任分担をわきまえた委員会運営をできる人物であることも重要です。

③ NHKに対する外部からの干渉に対し、放送の自主自立を守る砦として経営委員会を機能させる意欲と能力を持った人物。

以上の条件は、今日の時点で経営委員長に要求されるべき資質として改めて強調されるべきであると考えます。

また、今日、「放送と情報の融合」が叫ばれており、それを前提に総務省主導で「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」が議論を重ねています。しかし、「放送」は憲法21条の言論・表現の自由の原則に守られた事業であり、特にNHKはその事業の大きな分野を占める存在です。多面的要素をもつ「情報」事業との融合に安易に流されず、「国民の知る権利に奉仕する」使命をはたす強い志を示されることを要望します。

どなたが委員長に選出されるにせよ、委員長就任にあたって公の場（たとえば、経営委員会議事録など）で視聴者に対して文書で所信を明らかにされるよう要望します。そして、その所信の中には、当会からのこの申し入れに対する回答にあたる内容を含むよう要望します。

最後になりますが、近時、NHKのあり方に関心（激励や批判）が高まる中で、視聴者を代表するNHK経営委員会の言動、運営のあり方にも強い視線が注がれています。この点を十分にお汲み取りいただき、公共放送NHKの議決・監督機関の長にふさわしい見識を備えた経営委員長が選出されますよう、心より期待するものです。

以上 ■

「開かれたNHKをめざす全国連絡会」、「NHK問題を考える会(兵庫)」の申し入れ書はHP参照願います。

『NHKドラマ「坂の上の雲」の歴史認識を問う』高文研新刊 日清戦争の虚構と真実

幕末・維新、あるいは日露戦争に比べ、日清戦争についての認識はきわめて曖昧模糊としています。そのいわば「歴史認識の空洞」が、今回のような大がかりな虚偽（デマゴギー）にもとづくドラマの出現を許したとも言えます。本書は、『**坂の上の雲**』放送を考える全国ネットワーク」結成の過程で企画されたものです。

日清戦争の虚構と真実とは？

NHKドラマ「坂の上の雲」に描か

れた虚構を批判する！

● もくじ

I 明治の日本ははたして「少年の

国」だったのか

II 日清戦争ははたして「祖国防衛

戦争」だったのか

III 伊藤博文は「臆病なほどの平和主義者」だったのか

IV 東郷平八郎はなぜ「高陞号」を撃沈したのか

V NHKドラマ

「坂の上の雲」が

描かなかつたもの

は何か

VI 日本は下関講和会議で何を得たのか（以上 **中塚明氏**）

VII 秋山好古の尊敬する福沢諭吉は、はたして「一身独立」を説いたのか

（**安川寿之輔氏**）

VIII いま「坂の上の雲」を制作・放送するNHKの社会的責任（**醍醐聡氏**）

新刊書『NHKドラマ「坂の上の雲」の歴史認識を問う』の普及に皆様のお力添えをいただけましたら、ありがたく存じます。



「韓国併合」100年 日韓知識人共同声明

●●韓国併合条約は不義不当、当初から無効



今年韓国併合100年を迎えるにあたり、併合にいたる歴史過程や併合条約の評価について日韓共同の歴史認識を確認する声明が5月10日、日韓それぞれ100人をこえる知識人の署名を集め、発表されました。

共同声明はA4判3枚。併合条約等について〈韓国併合にいたる過程が不義不当であると同様に、韓国併合条約も不義不当である〉としています。

その説明として、共同声明は〈日本政府は、併合条約等は「対等の立場で、また自由意思で結ばれた」ものであり、締結時より効力を発生し、有効であったが、1948年の大韓民国成立時に無効になったと解釈した。

これに対し、韓国政府は、「過去日本の侵略主義の所産」の不義不当な条約は当初より不法無効であると解釈したのである。

併合の歴史については今日明らかにされた事実と歪みなき認識に立って振り返れば、もはや日本側の解釈を維持することはできない。併合条約は元来不義不当なものであったという意味において、当初よりnull and voidであるとする韓国側の解釈が共通に受け入れられるべきである〉としています。

日本側発起人の一人、**和田春樹**さん（東京大学名誉教授）は、「昨年から日韓両国を相互訪問するなどして内容を話し合ってきました。日韓歴史共同研究委員会（第1期）の日本側座長・三谷太一郎さんと、

韓国側座長・趙東杰さんが署名した意義は大きい」と話しています。

きんようブログ より

< 全文 >

1910年8月29日、日本帝国は大韓帝国をこの地上から抹殺し、朝鮮半島を自らの領土に併合することを宣言した。そのときからちょうど100年となる2010年を迎え、私たちは、韓国併合の過程がいかなるものであったか、「韓国併合条約」をどのように考えるべきかについて、日韓両国の政府と国民が共同の認識を確認することが重要であると考えている。この問題こそが両民族の間の歴史問題の核心であり、われわれの和解と協力のための基本である。✓

今日まで両国の歴史家は、日本による韓国併合が長期にわたる日本の侵略、数次にわたる日本軍の占領、王后の殺害と国王・政府要人への脅迫、そして朝鮮の人びとの抵抗の圧殺の結果実現されたものであることを明らかにしている。

近代日本国家は1875年江華島に軍艦を送り込み、砲台を攻撃、占領するなどの軍事作戦を行った。翌年、日本側は、特使を派遣し、不平等条約を押しつけ、開国させた。1894年朝鮮に大規模な農民の蜂起がおこり、清国軍が出兵すると、日本は大軍を派遣して、ソウルを制圧した。そして王宮を占領して、国王王后をとりこしたあとで、清国軍を攻撃し、日清戦争を開始した。

他方で朝鮮の農民軍を武力で鎮圧した。

日清戦争の勝利で、日本は清国の勢力を朝鮮から一掃することに成功したが、三国干渉を受け、獲得した遼東半島を還付させられるにいたった。この結果、獲得した朝鮮での地位も失うと心配した日本は王后閔氏の殺害を実行し、国王に恐怖

を与えんとした。国王高宗がロシア公使館に保護を求めるにいたり、日本はロシアとの協定によって、態勢を挽回することを余儀なくされた。

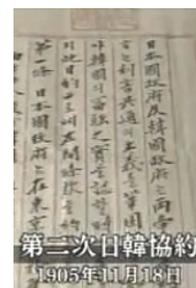
しかし、義和団事件とロシアの満州占領ののち、1903年には日本は韓国全土を自らの保護国とすることを認めるようにロシアに求めるにいたった。ロシアがこれを峻拒すると、日本は戦争を決意し、1904年戦時中立宣言をした大韓帝国に大軍を侵入させ、ソウルを占領した。その占領軍の圧力のもと、2月23日韓国保護国化の第一歩となる日韓定義書の調印を強制した。

始まった日露戦争は日本の優勢勝ちに終わり、日本はポーツマス講和において、ロシアに朝鮮での自らの支配を認めさせた。伊藤博文はただちにソウルに乗り込み、日本軍の力を背景に、威嚇と懐柔をおりませながら、1905年11月18日、外交権を剥奪する第二次日韓協約を結ばせた。義兵運動が各地でおこる中、皇帝高宗はこの協約が無効であるとの訴えを列国に送った。1907年ハーグ平和会議に密使を送っ

たことで、伊藤統監は高宗の責任を問い、ついに軍隊解散、高宗退位を実現させた。7月24日第三次日韓協約により日本は韓国内政の監督権をも掌握した。このような日本の支配の強化に対して、義兵運動が高まったが、日本は軍隊、憲兵、警察の力で弾圧し、1910年の韓国併合に進んだのである。

以上のとおり、韓国併合は、この国の皇帝から民衆までの激しい抗議を軍隊の力で押しつぶして、実現された、文字通りの帝国主義の行為であり、不義不正の行為である。

日本国家の韓国併合の宣言は1910年8月22日の併合条約に基づいていると説明されている。この条約の前文には、日本と韓国の皇帝が日本と韓国の親密な関係を願い、相互の幸福と東洋の平和の永久確保のために、「韓国ヲ日本帝国ニ合併スルニ如カザル」、併合するのが最善だと確信して、本条約を結ぶに



いたったと述べられている。そして第一条に、「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且ツ永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス」と記され、第2条に「日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ゲタル譲与ヲ受諾シ、且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス」と記されている。

ここにおいて、力によって民族の意志を踏みにじった併合の歴史的眞実、平等な両者の自発的な合意によって、韓国皇帝が日本に国権の譲与を申し出て、日本の天皇がそれを受け取って、韓国併合に同意したという神話によって覆い隠されている。前文も偽りであり、条約本文も偽りである。条約締結の手続き、形式にも重大な欠点と欠陥が見いだされる。

かくして韓国併合にいたる過程が不義不当であると同様に、韓国併合条約も不義不当である。

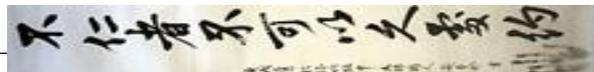
日本帝国がその侵略戦争のはてに敗北した1945年、朝鮮は植民地支配から解放された。解放された朝鮮半島の南側に生まれた大韓民国と日本は、1965年に国交を樹立した。その際結ばれた日韓基本条約

の第二条において、1910年8月22日およびそれ以前に締結されたすべての条約および協約は already null and void であると宣言された。しかし、この条項の解釈が日韓両政府間で分かれた。

日本政府は、併合条約等は「対等の立場で、また自由意思で結ばれた」ものであり、締結時より効力を発生し、有効であったが、1948年の大韓民国成立時に無効になったと解釈した。これに対し、韓国政府は、「過去日本の侵略主義の所産」の不義不当な条約は当初より不法無効であると解釈したのである。



併合の歴史について今日明らかにされた事実と歪みなき認識に立つて振り返れば、もはや日本側の解釈を維持することはできない。併合条約は元来不義不当なものであったという意味において、当初より null and void であるとする韓国側の解釈が共通に受け入れられるべきである。



アン・ジュングン書

その後のさまざまな試練と検証をへて、今日日本政府が公式的に、併合と併合条約について判断を下し、日韓基本条約第二条の解釈を修正することを可能にしている。米国議会も、ハワイ併合の前提をなしたハワイ王国転覆の行為を100年目にあたる1993年に「不法な(illegal)行為」であったと認め、謝罪する決議を採択した。近年「人道に反する罪」や「植民地犯罪」に関する国際法学界でのさまざまな努力も進められている。いまや、日本でも新しい正義感の風を受けて、侵略と併合、植民地支配の歴史を根本的に反省する時が来ているのである。

韓国併合100年にあたり、われわれはこのような共通の歴史認識を有する。この共通の歴史認識に立つて、日本と韓国の間にある、歴史に由来する多くの問題を問い直し、共同の努力によって解決していく

ことができるだろう。和解のためのプロセスが一層自覚的に進められなければならない。

共通の歴史認識をさらに強固なものにするために、過去100年以上にわたる日本と朝鮮半島との歴史的関係に関わる資料は、隠すことなく公開されねばならない。とりわけ、植民地支配の時期に記録文書の作成を独占していた日本政府当局は、歴史資料を積極的に収集し公開する義務を負っている。

罪の許しは乞わねばならず、許しは与えられねばならない。苦痛は癒され、損害は償われなければならない。関東大震災の際になされた朝鮮人住民の大量殺害をはじめとするすべての理不尽なる行為は振り返られなければならない。日本軍「慰安婦」問題はいまだ解決されたとはいえない状態にある。韓国政府が取り組みを開始した強制動員労働者・軍人軍属に対する慰労と医療支

現在にいたるまで、日本でも緩慢ながら、植民地支配に関する認識は前進してきた。新しい認識は、1990年代に入って、河野官房長官談話(1993年)、村山総理談話(1995年)、日韓共同宣言(1998年)、日朝平壤宣言(2002年)などにあらわれている。とくに1995年8月15日村山総理談話において、日本政府は「植民地支配」がもたらした「多大の損害と苦痛」に対して、「痛切な反省の意」「心からのおわびの気持ち」を表明した。

なお、村山首相は1995年10月13日衆議院予算委員会で「韓国併合条約」について「双方の立場が平等であったというふうには考えておりません」と答弁し、野坂官房長官も同日の記者会見で「日韓併合条約は…極めて強制的なものだった」と認めている。村山首相は11月14日、金泳三大統領への親書で、併合条約とこれに先立つ日韓協約について、「民族の自決と尊厳を認めない帝国主義時代の条約であることは疑いをいれない」と強調した。そこでつくられた基礎が、✓

援の措置に、日本政府と企業、国民は積極的な努力で応えることが望まれる。

対立する問題は、過去を省察し、未来を見据えることで、先延ばしすることなく解決をはからねばならない。朝鮮半島の北側にあるもうひとつの国、朝鮮民主主義人民共和国と日本との国交正常化も、この併合100年という年に進められなければならない。

このようにすることによって、韓国と日本の中に、真の和解と友好に基づいた新しい100年を切り開くことができる。私たちは、この趣意を韓日両国の政府と国民に広く知らせ、これを厳粛に受け止めることを訴える。 ■



「韓国併合」100年市民ネットワーク

NHKスペシャル 日本と朝鮮半島
第一回「韓国併合への道」(2010.4.18)
を見て とりあえずの感想
中塚明(奈良女子大学名誉教授)

韓国統監に着任した伊藤博文は、韓国をいわゆる「併合」ではない、朝鮮人による「自治」(朝鮮人による「責任内閣」制など)構想を持っていて、もっぱら日本の近代化を手本に韓国を近代化しようとしていた。

しかし、朝鮮人がその伊藤構想に従わなかったため最後は「併合」に同意せざるを得なかった…というのが、この番組での伊藤博文の描き方でした。

これは京都大学法学部の伊藤之雄氏らの主張にそったものであることは言うまでもありません。

ちらっと映像に登場した『末松謙澄文書』や『倉富勇三郎文書』などについては、断片的な言葉の引用が行われましたが、これはその文書全体の分析が当然必要です。テレビの番組ではその全面的な分析は無理だと思いますので、この小文でも取り上げません。

ここでは、**二点の疑問**を呈します。

(I) 1905年11月17日の第二次日韓協約(いわゆる「保護条約」)を武力で強迫、強要して、韓国の「外交権」は奪われ、列国外交団は韓国から引き上げてしまい、韓国は自主的な外交権を奪われ独立国としての

以下、肝心、要のところ伊藤博文が関わっていたことを史料をあげて紹介しておきます。

(1) 日清戦争における日本軍の第一撃が朝鮮の王宮に向かっておこなわれたことは、もう否定できないので、画面には一応出ました。しかし、なぜ「王宮占領をしたのか」、その意味はまったくふれないままでした。朝鮮の国王を擒(とりこ)にして、「属邦保護」として朝鮮に上陸している清国軍を国外に駆逐してほしいという公式文書を、国王から出させて、「戦争の大義名分を入手する」のが、この王宮占領の大きな目的でした。

清国が朝鮮を属邦としていることを取り上げて開戦の口実にしようとした陸奥宗光外相の案に、「そんな清韓宗属関係は昔からのことで、そんなことを開戦の口実にしても欧米諸国の賛成は得られない。もっと適当な口実をつくれ」といっていた伊藤博文でした。

そこで陸奥外相が大鳥公使に使者を送り、大鳥が考え出したのが、朝鮮国王を責めたてて、その返答を開戦の口実にしようとしたのです。伊藤博文はこの大鳥の案に「最妙(面白い案だ)、……大鳥強手段一着手ト被察候、此両三日之拳動二依り、或ハ将来ヲト(ぼく)スルニ足ル乎(か)ト奉存候。精密御注意可被下候。……」と陸奥外相に手紙を送っています(明治27年6月29日、高橋秀直『日清戦争への道』東京創元社、1995年、384~385ページ)。

「速やかな開戦にいたる道を見いだせず焦慮していた伊藤にとり、このとき実行しようとしている朝鮮への圧迫は、その展望を切り開くものであったのである」

形式も内実も失いました。これは伊藤博文みずから韓国に乗り込んで自明の政策として実践、強要した結果でした。

この状態で、「韓国の近代化をはかるから、韓国人は伊藤博文統監の言う通りについて来なさい」というのが、「併合ではない伊藤構想」だというのですが、そんなことがどうして言えるのでしょうか。なぜ、韓国人は「外交権を奪った日本に従順に従わなければならないのか」…そんな疑問を、この番組制作者は、まったく問いませんでしたね。

朝鮮(韓国)は古い歴史と伝統をもった国、民族です。その民族を相手に散々、無法を繰り返した後に、こんな虫のいいことを言われても、韓国人がついてこないのは当たり前ではないでしょうか。

(II) 私はいま、「散々、無法を繰り返した後に」と言いましたが、この番組では、日清戦争は「朝鮮を属国扱いにしている清国から朝鮮を独立させる戦争だった」ということで片づけられています。日清戦争中に、「朝鮮の独立」といいながら、朝鮮の主権をどれだけ侵害したか、朝鮮人をどれだけ殺したのか、はては国王の後を惨殺するという世界史上空前絶後の事件を引き起こしたのか、その意味、そしてその事件には伊藤博文が肝心、要のところ全部かかわっていたことを、まったく描きませんでした。✓

(高橋、同書)。

まだこのあと列強の干渉などがありこれをかわしつつ、朝鮮の王宮占領が実行され、日清戦争の扉を日本軍がこじ開けたのが1894年7月23日だったのです。すなわち、伊藤博文は戦争には消極的、できるだけ清国とは戦争したくなかった、というのは全くの作り話です。

(2) しかし、こんな無茶をやりながら、日本政府は王宮占領の事実を伏せたまま開戦に持ち込み、まんまと成功したかに見えました。しかし朝鮮人は怒りますね。当然のことです。秋には東学農民軍を主力とする朝鮮人民の抗日を旗印にした大規模な蜂起が始まります。日本政府・日本軍は困りました。「朝鮮の独立」のために戦うといっている日本軍に向かって、「朝鮮の主権を侵害するもの」として公然たる大衆蜂起が始まったのですから。しかしこれは、昨日のNHK TVでは、まったく描かれず無視されました。



これに対して日本政府・日本軍はどうか。井上勝生さん(北海道大学名誉教授)の詳細な研究があります。「東学農民軍包囲殲滅作戦と日本政府・大本营 - 日清戦争から「韓国併合」100年を問う -」(『思想』岩波書店、2010年1

月号。この号はよく売れて雑誌としてはまれなことで増刷され、まだ大きな書店には売っていますので、

ぜひ買って読んで下さい)。新たに一個大隊の日本軍を朝鮮に送り、日本軍を三隊に分けソウルから西南方にむかわせ、朝鮮の抗日闘争を西南の珍島まで追いつめて殲滅する作戦を展開したのです。

この作戦について、井上さんの論文の結論をあげておきます。



東学農民軍に対する三路包囲殲滅作戦は、朝鮮現地の外交部や軍部が立案したものではなかった。広島大本営で伊藤博文総理、有栖川宮参謀総長、川上操六参謀次長兼兵站總監以下の政軍の最高指導者たちが共同して、東京の陸奥宗光外相も参画の上、立案・決定され、朝鮮現地へ命令された作戦であった。「討滅大隊」後備歩兵第一九大隊は、非道で不法な「ことごとく殺戮」作戦を、朝鮮南部ほとんどの地域で実行するように命令された。(前掲『思想』41 ページ)。

伊藤は文官ですが、大本営に出席することを認められていて、日清戦争の軍事指導にもしっかりと参画していたのです。

(3) 最後に、いわゆる「閔妃殺害」と伊藤博文との

それが、外務大臣ではなく参謀次長にこういう重大電報を打ち、こんな電報が来たことを外務大臣に知らせておいてくれ、といわんばかりの電報です。西園寺公望外相代理(陸奥外相は病気で一時休養中)の激怒をかいましたが、当然のことでした。

電報を受け取った陸軍参謀本部の川上操六次長は、この三浦の要求を伊藤内閣総理大臣に伝えます。「別紙之通、三浦公使より電報有之候に付、参命第三二三号之通、南部兵站監へ訓令可相成筈に候得共、一応御意見相伺度候也」(参謀本部としては三浦の要求にそえるように参謀本部の命令第三二三号として韓国にいる南部兵站監へ訓令する積もりですが一応意見をうかがいます——という内容)。参命第三二三号とは「今後若し朝鮮内地に賊徒再燃する場合に於て、之が鎮圧の爲め、貴官の指揮下にある守備兵を派遣する件に関し、特命全権公使三浦梧楼より協議あらば、貴官は固有の任務を尽くすに妨げなき限り成るべく同公使の協議に必ず 大本営」というものです。

意見をうかがうというより、一応伝え置くと言う感じの川上の伊藤あての文書ですね。さて、伊藤首相はどうしたか。10月2日、伊藤首相は大山巖陸軍大臣にあてて「三浦公使より通知次第、何時にても出兵する様、大本営より予め在朝鮮兵站司令官に訓令相成度旨、大本営へ照会の儀、可然(しかるべく)御取計相成候也」と書きました。つまり、三浦公使から出兵の要請があった時は、いつでも応じられるようにして取りは

関係です。伊藤之雄氏は「当時の外交文脈から、伊藤首相が関係していないことはすでに論証されている」(京都大学法学会『法学論叢』第164巻 第1～6号合冊、2009年3月、2～3ページ)と言っています。そして自著『立憲国家の確立と伊藤博文』(吉川弘文館、1999年)をあげています。しかし、残念ながらその「論証」はきわめて杜撰なもので、とても「伊藤首相が関係していないことはすでに論証されている」とは言えません。

いわゆる「閔妃殺害」については、昨年、金子文子さんによって詳細な研究『朝鮮王妃殺害と日本人』(高文研、2009年)が出版され、この事件についての研究水準が画期的に高められました。

この事件では、井上馨に代わって朝鮮駐在公使になった三浦梧楼(元陸軍中将)が、日清戦争が終わった後もまだ朝鮮にいる日本軍を必要なときに動かす権限を手にいれておきたいという要求を赴任早々から持っていました。ソウルに着任して20日もたたない「明治28年9月19日付け、三浦公使から川上参謀次長あて電報」に「……本官(三浦公使)の通知に応じ、何時にても出兵するよう、兼て兵站司令官に御訓令相成、而して其趣外務大臣に御通牒相成りたし」(大韓民国国史編纂委員会『駐韓日本公使館記録』第7巻、1992年)とあります。公使というのは外務大臣の指揮下にある外務省の官吏のはずです。✓

からってほしい、と伊藤首相は陸軍大臣に申し伝えたのです。

西園寺外相は激怒したのですが、伊藤首相によって、9月19日付の三浦公使から川上参謀次長あてに送られた「……本官(三浦公使)の通知に応じ、何時にても出兵するよう、兼て兵站司令官に御訓令相成……」ということは追認されて大山陸軍大臣に通知され、大本営と然るべくと計らうようにと、伝えたのです。

伊藤博文首相が「閔妃殺害」と「関係していないことはすでに論証されている」という伊藤之雄氏の論証は、改めて検証されるに値する不十分な論証だと私は思いますが、いかがでしょうか。

NHKも遠くアメリカやロシアにまで取材をして、たくさんのお金をこの番組につぎこんだことでしょうか、日本の国内の新しい研究の紹介にももっと精力をさいて、視聴者に上滑りしない情報をしっかり届けてほしいものです。

以上、昨夜のNHKスペシャル日本と朝鮮半島第一回「韓国併合への道」を見て、とりあえずの感想です。ご参考までに。(2010.4.19 中塚 明) ■



東学農民戦争無名戦士慰霊塔

